

公益事業等の争議行為に係る現行法における諸規制

1 労働関係調整法による公益事業等の労働争議調整

注：公益事業（第8条）

運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、
水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業、
内閣総理大臣による臨時追加指定（実績なし）

- (1) 公益事業については10日前までの争議予告義務（第37条）
(それ以外の事業は事後届出)
- (2) 緊急調整（第35条の2～第35条の5）
- ・ 公益事業に関するもの、規模が大きいもの、又は特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、内閣総理大臣は、中央労働委員会（以下「中労委」という。）の意見を聞いて緊急調整の決定をすることができる。
 - * 緊急調整の決定の実績 1件
昭和27年12月 石炭争議（緊急調整の決定後スト終結）
 - ・ 中労委は、斡旋、調停、仲裁のほか、事件の実情調査及び公表、勧告を行うことができる。
 - ・ 緊急調整の公表から50日間は、争議行為禁止（第38条）。
- (3) 安全保持施設の正常な維持・運行を停廃し又は妨げる争議行為の禁止（第36条）
- (4) 日本電信電話株式会社に関する特例（昭和60年4月～昭和63年9月）
電電公社民営化（NTT設立）時から3年半設けられていた経過措置
日本電信電話株式会社に関する事件であって争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるとして労働大臣が認定し、中労委に調停の請求をしたとき
- ・ 中労委は事件の実情及び調停の経過を公表することができる。
 - ・ 緊急調整を除き他の公益事業の事件に優先して調停を取り扱う。
 - ・ 調停請求の公表から調停終了の公表までの間（15日間まで）は争議行為禁止。

2 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（スト規制法）による禁止

- (1) 電気事業
電気の正常な供給を停止する争議行為その他電気の正常な供給を阻害する争議行為の禁止
- (2) 石炭鉱業
保安業務の正常な運営を停廃し、人に対する危害、鉱物資源の減失・重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずる争議行為の禁止

3 船員法による禁止（第30条）

労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又は争議行為により人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、してはならない。